

令和4年度「働きやすい職場環境づくり推進奨励金」主要変更点

1. エントリー日・受付対象企業数が増える

エントリー日 年4回（昨年） → 年5回（今年）
受付対象企業数 年300社（昨年） → 年600社（今年）

2. 対象者要件

昨年以前 … 常時雇用する労働者2名以上でかつ6ヵ月以上継続勤務で、雇用保険も6ヵ月以上加入
令和4年 … 常時雇用する労働者2名以上で、うち1名は6ヵ月以上継続勤務で雇用保険加入
（加入期間は問わず）

3. 対象企業要件

テレワーク制度（モバイルワーク、サテライトオフィス勤務、在宅勤務、フレックスタイム制、時差勤務の
いずれか1つ以上）整備済企業

<以下、実績>

4. Aコース②「男性の育児参加推進事業」 … 男性の育児休業取得率の目標設定が必須となる。

5. Aコース③「育児中の従業員のための多様な選択肢整備事業」

… 子育て支援制度の選択肢として、「助産婦の活用」を追加

6. Aコース①、Bコース②、Cコースに「ジョブリターン制度の整備」を加算項目として追加。「ジョブリター
ン制度の整備」を取り組むと20万円加算（上限は100万円）テレワークの10万円加算は今年から廃止。

P2参照

7. 就業規則の改正

Aコース①・③、Bコース② … 育児介護休業部分の改正は、令和4年10月分まで行う。

P25参照

Aコース③ … 昨年まで在宅勤務制度の整備が必要だったが、今年から不要。

8. 育児・介護休業法の法改正への対応チェックリスト（p81） … 交付申請時に提出

<その他注意>

1. Aコース①・②・③ … 労働局に一般事業主行動計画を出している企業が対象

2. Bコース②

①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③時差勤務 ④その他育児介護休業法に定めのない独自制度
のどれかを新たに整備

… 既に整備されてあるものは除き、整備されていないものを選んで実施。

働きやすい職場環境づくり推進奨励金のポイント・注意

I. Cコース（病気治癒と仕事両立推進コース）

1. 相談窓口を設置し、相談員を任命 … 任命書作成要
2. オンライン研修（相談員任命された人）… 最後にアンケートを回答すると受講証明書が送付される
3. 制度の整備（全正社員以上を対象）
 - ・対象となる疾病の範囲 … 疾病名記載
 - ・休暇日数、取得単位 … 連続・分割取得可とする。 有給か無給か 1年5日以上
 - ・不利な取り扱いを禁止。
 - ・対象者 … 勤続〇年以上対象は可。
 - ・休暇申請方法 … 具体的に
4. 社内研修 … 実績報告書（取組の実施状況）提出要
 - ・時間は会社で決めるが、1時間程度。
 - (1) 講師は、オンライン研修を受講した人（任命された相談員）
「社内周知用取組の実施状況」で説明 … 実績報告と内容を合わせる。
 - ・相談窓口・相談員を説明
 - ・上記3の制度内容を説明
 - (2) 研修資料作成要（オンライン研修資料は不可。厚労省の資料は可。「社内周知用取組の実施状況」）
 - (3) 写真撮影
 - ・近景 … 資料が入るように
 - ・遠景 … 受講者全員
 - (4) 欠席者 … 氏名・配布資料・受領日・受領印要

II. Bコース①（介護と仕事の両立推進）

1. 相談窓口を設置し、相談員を任命 … 任命書作成要
2. オンライン研修（相談員任命された人）…最後にアンケートを回答すると受講証明書が送付される
3. ニーズ調査
 - ・アンケートを全従業員（正社員以外も）に配布・回収。→ まとめ
4. プロジェクトの設置 … 「取組の実施状況」作成
5. 社内研修… 実績報告書（取組の実施状況）提出要
 - ・時間は会社で決めるが、1時間程度。
 - (1) 講師は、オンライン研修を受講した人（任命された相談員）
「社内周知用取組の実施状況」で説明 … 実績報告と内容を合わせる。
 - ・相談窓口・相談員を説明
 - ・ニーズ調査の集計結果・概要
 - ・プロジェクトチームでの検討状況
 - ・今後の取組計画
 - ・オンライン研修の説明
 - (2) 社内制度の周知
講師は、オンライン研修を受講した人（任命された相談員）
 - ・介護に関する社内制度
 - ・公的介護制度の内容

- ・地域の介護サービス関連の相談先等の情報

(3) 写真撮影

- ・近景 … 資料が入るように
- ・遠景 … 受講者全員

(4) 欠席者 … 氏名・配布資料・受領日・受領印要

計画等の発信 … 社外周知用・都ホームページ掲載用に記入

- ・ニーズ調査の集計結果・概要
- ・プロジェクトチームでの検討状況
- ・今後の取組計画

Ⅲ. Bコース②（介護離職防止のための制度整備事業）

(1) Bコース①を実施（ニーズ調査・プロジェクトの取組計画）後に実施

(2) 就業規則の改正 … 育児介護休業法を上回る

(3) プロジェクトチームの設置・検討

- ・介護中の従業員を対象とした管理職等との面談制度
- ・介護中の従業員が不在時の職場の協力体制

面談聞き取りシート提出要

(4) 介護サービス利用制度の整備

就業規則改正 … 月〇〇〇〇円程度の支給

(5) 介護と仕事の両立支援制度の整備

就業規則改正 … 時差出勤制度等どれかを追加する。

(6) 社内研修会

Bコース①に準じる。

育児記入シート（P104）、介護記入シート（P105） 両方とも記入要

<疑問・確認点>

B①、B②、Cと社内研修を1日でやることは可能。 … 出席者名簿は不要

B②のプロジェクトは、B①のプロジェクト終了後

B①と②を一緒にやる場合、オンライン社内研修は共通が良い。

B①のP99（社内周知）とP100（社外周知） … 社外周知用だけではだめ。

Cの休暇5日以上は、無給でも良い。

Cの休暇は、疾病等で仕事をしながら通院するような場合に取得することを想定。

B2取扱事項4①は育児介護休業法23条3項の労働時間の短縮措置とは別とする。

B2取扱事項4は①～③まで既に社内で整備されていたら、新たに④で新設要。

介護の就業規則改正でも、育児休業の法改正修正漏れは、直しておく。

以上